

第9回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事次第

日 時：2020 年（令和 2 年）4 月 17 日 15:00～
場 所：福山市役所 3 階 大会議室

1 開 会

2 報告事項

（1）国，県の動向について

（2）本市の対応について

- ・市内での感染者の発生状況について
- ・医療提供体制について
- ・マスク・消毒液等について
- ・介護施設における対策について

3 今後の取組について

4 閉 会

第9回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次表

日 時 2020年(令和2年)4月17日15:00～

場 所 福山市役所3階 大会議室

(中 副島 本副 部市 長長 〇	(市 本 部 長 〇	(保 感 染 症 対 策 監 〇	(杉 副野 本副 部市 長長 〇
---------------------------------	------------------------	---------------------------------------	---------------------------------

保健福祉局長 〇

総務局長 〇

総務部参与
(危機管理(安心・安全)担当) 〇

市民局長 〇

経済環境局長 〇

経済環境局参事 〇

企画政策部参与 〇

企画政策部長 〇

〇 市長公室長

〇 建設局長

〇 建設局参事

〇 教育次長

〇 上下水道局経営管理部長

〇 市民病院管理部長

〇 消防局長

2 報告事項

(1) 国、県の動向について

■新型コロナウイルス感染症（国内事例）の状況（累積）（無症状病原体保有者を除く）（単位：人）

2020年（令和2年）4月16日12時現在

No	都道府県名	P C R検査陽性者	対前日比	現在は入院等	退院者	死亡者
1	東京都	2,457	125	2,379	59	19
2	大阪府	969	74	806	155	8
3	神奈川県	614	20	544	55	15
4	千葉県	525	35	475	45	5
5	埼玉県	479	46	444	28	7
6	福岡県	433	30	382	45	6
7	兵庫県	423	20	347	61	15
8	愛知県	350	12	260	66	24
9	北海道	302	23	128	161	13
10	京都府	215	5	175	37	3
11	石川県	140	9	131	5	4
12	岐阜県	128	1	115	12	1
13	茨城県	119	3	104	10	5
14	群馬県	107	10	98	5	4
15	福井県	100	8	90	8	2
16	沖縄県	86	10	83	3	0
17	広島県	67	1	64	3	0
18	宮城県	65	1	59	6	0
19	高知県	62	2	46	16	0
20	富山県	54	0	53	1	0
21	奈良県	53	6	43	9	1
22	滋賀県	52	1	47	5	0
23	大分県	50	7	37	13	0
24	静岡県	47	1	44	3	0
25	新潟県	46	1	21	25	0
26	山形県	45	6	45	0	0
27	福島県	40	1	37	3	0
28	愛媛県	40	1	34	4	2
29	栃木県	39	1	32	7	0
30	山梨県	39	3	37	2	0
31	和歌山県	37	2	17	19	1
32	長野県	36	1	32	4	0
33	熊本県	31	2	25	5	1
34	山口県	28	3	23	5	0
35	青森県	22	0	17	5	0
36	三重県	20	1	9	11	0
37	香川県	20	0	19	1	0
38	佐賀県	17	2	16	1	0
39	宮崎県	17	0	13	4	0
40	秋田県	16	0	11	5	0
41	岡山県	16	0	15	1	0
42	長崎県	15	1	13	2	0
43	島根県	13	3	13	0	0
44	鹿児島県	4	0	4	0	0
45	徳島県	3	0	0	3	0
46	鳥取県	1	0	1	0	0
47	岩手県	0	0	0	0	0
総計		8,442	478	7,388	918	136

※「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和2年4月16日版）」を基に作成

■ 国の対応状況

1月28日	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1施行）
1月30日	対策本部設置
1月30日	第1回対策本部会議（～4/16 第29回）
2月13日	緊急対応策取りまとめ
2月16日	第1回専門家会議（～4/1 第10回）
2月17日	「相談・受診の目安」公表
2月20日	「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
2月25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
2月26日	全国的なイベント等の中止等の対応要請
2月27日	小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
3月10日	緊急対応策（第2弾）取りまとめ
3月10日	全国的なイベント等の中止等の対応継続要請（10日間程度）
3月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
3月18日	「生活不安に対応するための緊急措置」決定
3月19日	専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
3月24日	学校再開ガイドライン、 臨時休業の実施に関するガイドライン（4/1改定）
3月26日	特措法に基づく政府対策本部の設置
3月28日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
3月31日	49か国・地域について、感染症危険情報レベルをレベル3へ引き上げ
4月1日	専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
4月7日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
4月7日	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定
4月7日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出 （対象区域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）
4月11日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更
4月16日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（対象区域：全都道府）
4月16日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更

■ 県の対応状況

1月29日	特別警戒本部設置
1月29日	第1回特別警戒本部員会議（～4/16 第10回）
1月29日	県民向け相談窓口設置
1月30日	特別警戒本部を「非常体制」に移行
2月26日	県主催イベント等の取扱いを決定
2月28日	県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
3月4日	広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）を作成
3月6日	県内（広島市）で1例目の感染を確認（4/16現在 計118例の感染を確認）
3月16日	広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領策定
3月25日	新型コロナウイルス感染症専門家委員会
3月26日	特措法に基づく県対策本部の設置
4月9日	新型コロナウイルス感染症専門家委員会
4月10日	県内保健所設置市との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（WEB会議）
4月13日	広島県感染拡大警戒宣言

県内発生状況 （2020/4/16現在）	広島県内	うち福山市
	118例	17例

第29回新型コロナウイルス感染症対策本部 での議論を踏まえた首相発言要旨

(2020年4月16日)

【要旨】

- 都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域を、7都府県から全都道府県に拡大することといたします。
- 緊急事態措置を実施すべき期間は、7都府県以外の道府県については4月16日から5月6日までとします。なお、感染拡大の状況等から措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することといたします。
- 全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いいたします。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、施設に対して入場者の制限を求めるなど、適切な対応をとるようお願いいたします。
- この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。
- 今回の緊急事態宣言により、外出自粛を始め様々な行動が制約されることとなる全国全ての国民の皆様を対象に、一律、1人当たり10万円の給付を行う方向で検討を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

知事コメント

令和 2 年 4 月 16 日

【基本的認識】

- 4 月 13 日に広島県として感染拡大警戒宣言を出した。
その後、広島市においてクラスターが発生し、
本日で 118 名の感染者が確認されている。
本県は非常に厳しい状況にあると認識している。
- 本日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大した。
全国的に感染者の拡大が止まらない状況にあって、
今回の国の対応を支持する。
強力な措置によって、感染拡大を全国的に止める必要があると考えている。
- 広島県としても、緊急事態宣言地域としての対応を
早急に行う必要があると考えている。
- まず、県民の皆様の命と健康を守ることが最優先。
- そのためには、先般お願いした外出自粛の徹底、さらなる通勤の減
など、人との接触を減らすため、様々な厳しい対応をお願いしなければ
ならない。
- 一方で、収入が減る、売り上げが減るなどにより、非常に大きな経
済的な影響を受けている皆様もいる。そうした皆様にも、国とも連携
しながら、できるだけ支援を行って、暮らしや事業が維持できるよう
にしたい。
- 具体的には、広島県としては、
 - ・感染症拡大防止対策
 - ・医療提供体制の確保
 - ・雇用の維持と継続される事業の 3 密回避
 - ・安全安心な県民生活などを柱とした、補正予算を組んで対応していきたいと考えている。
- また、事業者の皆様に対しては、休業の要請を検討する必要がある
と考えており、その対象・条件などについて、専門家のご意見を踏ま
えて決定したいと考えている。

○ 広島県としては、東京都などの極めて厳しい感染状況にある地域に準じて人との接触を 8 割減少させることを目指したい。

○ このため、改めて、県民の皆様と事業者の皆様をお願いをしたい。

【県民の皆様へのお願い】

○ 県民の皆様には 5 つのお願いを徹底していただきたい。

・ 平日も週末も外出を自粛してください。

・ やむを得ず外出する場合は、他者との距離を可能な限り 2 メートル空けてください。

・ 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店の利用を自粛してください。

・ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らしてください。

国からの要請にもあるように、都道府県をまたいだ移動は、厳に止めてください。

・ 感染者・医療関係者やそのご家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。

【事業者の皆様へのお願い】

○ 1 月下旬と 4 月 7 日及び 14 日を比較した結果、平日の主要な駅前などの昼間の流入人口の減少率が極めて低い率に止まっています。

○ 事業者の皆様には、さらなるテレワークの徹底にご協力をお願いします。

○ 県としても、テレワークなどの在宅勤務について、感染防止効果が上がるような目標を設定して、要請をしたいと考えています。

○ 出勤された方は、2 m 間をあけるなど、3 つの密を避けてください。

【締め】

○ 県民の皆様も、このような事態になり、大変不安に感じていらっしゃると思います。県としては、県民の皆様の更なる感染拡大の防止や、医療体制の確保、また困っている皆様への支援などを通じ、何としても、県民の皆様の命と暮らしを守ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

(2) 本市の対応について

2020年(令和2年)4月16日18時現在

1 実施体制等

1月29日	福山市警戒本部設置(本部長:保健所長)
1月30日	第1回警戒会議(以降、毎週局長級会議で情報共有)
2月24日	福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部設置(本部長:杉野副市長)
2月24日	第1回特別警戒本部会議 ~ 第4回(3/5)
3月7日	福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(本部長:枝廣市長)
3月7日	第1回対策本部会議 ~ 第7回(4/10)
4月7日	特別措置法に基づく福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(本部長:枝廣市長)
4月8日	対策本部に感染症対策監設置(4/8第6回対策本部会議決定)
4月12日	第8回対策本部会議

2 市内での感染者の状況 2020/4/16 18:00現在 (単位:人)

感染者数	入院中	軽症・中等症	重症	入院調整中	死亡	退院
17	16	15	1	1	0	0

3 市民及び関係機関等への情報提供

ア 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに、市民及び医療分野を始めすべての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い、冷静な対応を求める。

イ 手洗いやうがい、マスク着用を含めた咳エチケットの徹底など、自らができる感染症対策の励行を呼び掛ける。

- ・市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載(1月17日~)
- ・各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
- ※ 保育所、学校(幼・小・中・高・大)、社会福祉施設等、市内事業所、外国人支援団体ほか
- ※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮(障がいがある方、外国人など)

ウ 集団感染(クラスター)の発生率が高まる3つの条件(いわゆる「3つの密」)を避ける取組を呼びかける。

- ・次の3つの条件がそろう場所がクラスター発生のリスクが高まる
- ① 密閉空間 (換気の悪い密閉空間)
- ② 密集場所 (多数が集まる密集場所)
- ③ 密接場面 (間近で会話や発声をする密接場面)

4 相談・受診等

(1) 相談窓口

1月29日	相談窓口の設置
2月12日	相談窓口の機能強化(24時間体制(夜間休日はコールセンター対応))
3月9日	相談窓口の機能強化(回線増設、多職種対応)(3/7第1回対策本部会議決定)
4月3日	相談窓口の機能強化(回線増設)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口(24時間対応)
084-928-1350

(2) 相談・検査の状況

- ・相談件数(1月29日~4月15日) 5,920件
- ・検査件数(1月30日~4月15日) 367件(陽性16件)

(3) 相談・受診の目安(2月17日厚生労働省通知)

- 次のいずれかに該当する方は、相談窓口にご相談いただく。
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- 次のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には相談窓口にご相談いただく。
 - ・高齢者
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ※ 妊婦の方についても、念のため重症化しやすい方と同様に、早めに相談していただく。

(4) 相談~受診等の流れ

- ① 相談内容について詳細な聞き取りを行い、必要に応じて医療機関への受診調整を行う。
- ② 感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関に受診誘導する。
 - ※ 自力で受診できない場合は、市が移送する。
- ③ 検査の結果、感染が確定した場合は、感染症法による入院となる。
 - ※ 保健所は積極的疫学調査を行い、接触者の健康観察を行う。

5 感染拡大防止に向けた対策

市内での感染拡大状況を踏まえ、本市では次のとおり対応しています。

(4/12第8回対策本部会議決定)

区 分	対 応	期 間
市主催イベント	原則、延期又は中止	市内発生期
市立学校 (小・中・義務教育学校、福山高等学校)	一斉臨時休業	4/15 ～ 5/6
福山市立大学	遠隔授業(オンライン授業)の活用 ※ 4/13～4/25全学ガイダンスを実施	4/13 ～ 当分の間
公共施設	別紙のとおり	4/13 ～ 5/6
保育所、幼稚園	原則、実施	※ 緊急事態宣言の対象地域となった場合には、対応を見直す
放課後児童クラブ	※ 感染防止対策の徹底、強化を図る ※ 福祉施設等へ出入りする業者・関係者に対し、感染拡大防止対策について、最大限の注意喚起を呼びかける	
社会福祉施設等	※ 学校の臨時休業時も通常利用とする ※ 施設内で感染が判明した場合には、個別に必要な対応をとる	

※対応経過等の詳細については、以下のとおりです。

(1) ア 市主催イベントの対応について (3月7日改正) (3/7第1回対策本部会議決定)

区分		講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント					
		市外から参加があるもの	広く市民を対象とするもの		特定地域の市民を対象とするもの		
			屋内	屋外	屋内	屋外	
県内発生	本市（隣接市町を含む） 未発生 かつ 県内でまん延していない 場合	原則、延期又は中止		対象者が特定でき、 万全な感染防止対策が講じられる場合には実施可			
	本市（隣接市町を含む） で発生した場合 または 県内でまん延している 場合						

※「原則、延期又は中止」の区分であっても、実施時期の変更ができない場合については、個別に可否を整理する。
(卒業式、入学式、資格試験等)

【感染防止対策の具体】

○保健衛生上の対策 ・マスク着用などの咳エチケット、手洗いなど ・会場へのアルコール消毒液等の設置 ・体調不良者の参加自粛のお願い ・会場の換気 ・終了後の消毒	○イベント運営上の対策 ・開催規模の制限(参加人数) ・開催場所の見直し(屋内・外、換気の状態) ・開催時間の対策(同一空間での滞在期間) ・プログラム内容の見直し(距離や接触)
---	---

イ 市民の皆さまへ (イベント等について)

○ 公の施設の使用料の返還について

「市主催イベントの対応について」を受け、イベント等を中止した場合の公の施設の使用料を全額返還 ※ 2月24日から当面3月31日までの公の施設の使用について適用 (3/5第4回特別警戒本部会議決定)
上記適用期間を延長 (当分の間)

○ お花見の宴会の自粛について (3/5第4回特別警戒本部会議決定)

福山城公園など、市内各所の桜の名所においては、お花見時期は混雑が予想されることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等を控えていただくようお願いする。 散策しながらお花見を楽しむ場合でも、咳エチケットの徹底等、感染拡大防止に協力をお願いする。
--

(2) 学校の対応について

ア 市立小・中・義務教育学校、高等学校

○ 福山市内で患者が発生した場合の対応（3/31対策本部・市教委決定）

- ・ 児童生徒、教職員及びその家族以外…通常通りとする。
- ・ 感染者が児童生徒、教職員の家族 …濃厚接触者となる児童生徒、教職員は出席（出勤）停止とする
- ・ 感染者が児童生徒、教職員本人 …当該児童生徒、教職員は出席（出勤）停止とする。
個々の状況に応じ、学級閉鎖又は臨時休業とする。

○ 卒業式・卒園式の対応（2/27第2回特別警戒本部会議を経て市教委決定）

- ・ 感染拡大防止措置を講じ実施する。
- ・ 参加者制限（原則、卒業生・保護者・教職員のみ）、対人スペース確保、時間短縮等を行う。

○ 一斉臨時休業の実施（3月2日から春休みまで）（特別警戒本部・市教委決定）

- ・ 国の要請を受け、市内全ての小中学校、義務教育学校、福山市立中・高等学校を臨時休業する。
- ・ 仕事などで対応が困難な家庭の子どもは、学校で受入れを行う。
- ・ 放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、放課後等デイサービスは通常利用とする。
- ・ 企業、事業所等へ、従業員の休暇取得等について格段の配慮を要請する。

○ 市立学校の再開に係る対応（4月6日から）（3/31対策本部・市教委決定）

- ・ 国の通知及び県教育委員会通知を踏まえ、福山市立学校の教育活動を再開する。
- ・ 再開に当たっては、3つの密を避ける取組を徹底する。
- ・ 一斉休業に伴う未実施授業について、次の3つの取組を組み合わせ対応する。
①新年度教育課程内で学習、②新たな時間を設けて学習、③家庭での学習（宿題）

○ 市立学校の再開に係る対応（4/6市教委 追加決定事項）

- ・ 始業式では、原則体育館に児童生徒を集めない。
- ・ 中学校の部活動は、4月19日まで活動再開を延期する。
- ・ 入学式では、発熱等風邪症状のある方及び2週間以内に、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県に訪問された方には参加を遠慮いただく。

○ 一斉臨時休業の実施（4月15日から5月6日まで）（4/12対策本部・市教委決定）

- ・ 県感染症専門員会議の意見や本市の感染状況を踏まえ、全ての市立学校を臨時休業する。
- ・ 休業期間中の対応について、家庭学習を基本に、児童生徒（保護者）の選択による自由登校とする。
- ・ 児童生徒の心のケア対策として、児童生徒には毎日健康観察カードを記入してもらい、学校側は自由登校日や家庭訪問日等を活用して健康状況の把握し、相談・助言等を行う。

イ 福山市立大学

○ 授業開始日の繰り下げ

- ・ 授業開始日を4月9日から4月13日に繰り下げる。

○ 遠隔授業（オンライン授業）の活用（4/10第7回対策本部会議報告）

- ・ 遠隔授業（オンライン授業）を活用するに当たり、4月13日から4月25日までの期間、全学ガイダンスを実施する。（当該期間は休講）

(3) 公共施設の利用制限等

当面 3 月 2 日から 3 月 15 日までの取扱い（2/28 第 3 回特別警戒本部会議決定） ・ 休館：老人福祉センター（5 施設）、ふれあいプラザ（32 施設）（重症化が懸念される高齢者の感染防止） ・ 利用制限：図書館（7 施設）（予約貸出、返却のみとし滞在時間を制限） 当面 3 月 9 日から 3 月 15 日までの取扱い（3/7 第 1 回対策本部会議決定） ・ 休館：ふれ愛ランド（濃厚接触リスクが高い場所における感染防止対策） ・ 利用制限：スポーツ施設（4 施設）（トレーニングルームの利用中止）
上記施設の休館又は利用制限の期間を、当面 3 月 31 日まで延長（この期間中にオープンする「エフピコアリーナふくやま」についても、3 月 31 日まで利用制限（トレーニングルームの利用中止））
上記施設（※）の休館又は利用制限の期間を、更に延長（当分の間）（3/26 第 3 回対策本部会議決定） ※ただし、スポーツ施設（4 施設）のうち福山体育館は、3 月 31 日をもって閉館
市の公共施設について、4 月 13 日から 5 月 6 日まで、次のとおり対応する。（4/12 第 8 回対策本部会議決定） ・ 市主催事業は、中止又は延期 ・ 貸館について、5 月 6 日までの利用に係る新規予約受付は行わない。5 月 7 日以降の予約受付は行うが、状況により自粛要請を行う場合がある。すでに受付済みの場合は、自粛要請を行う。 ・ 実施する場合は、感染防止対策の徹底を依頼する。

(4) ネウボラ相談窓口「あのね」の対応（3 月 2 日以降）（2/28 第 3 回特別警戒本部会議決定）

通常の窓口対応に加え、継続相談や妊娠後期の相談の際に来所せず相談できるよう、対象者へ電話相談又は訪問相談を実施する。
--

(5) 社会福祉施設等への対応

○国通知に基づき、感染防止対策の徹底のための必要な情報提供及び助言指導を適宜実施。 ・ 利用者の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の利用制限、医療等へのつなぎ ・ 従事職員の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の従事制限 ・ 面会の制限／業者を含む全ての関係者の健康状態把握及び体調不良者の入館等の制限 ・ 人員基準等について、必要に応じ柔軟な取扱い
--

(6) その他市業務全般での対応

・ 市の業務での会議・研修・出張等について、必要性を再検討 ・ 毎朝の検温など職員の健康観察の徹底 ・ 福山市業務継続計画（BCP 計画）の見直し

6 市民・事業者に対する支援

○「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（福山市）」（3/14 第 2 回対策本部会議決定） 次の 5 項目に分類の上取りまとめました。 ・ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ・ 学校の臨時休業に伴う対応 ・ 事業活動の縮小等に対する支援（事業者向け） ・ 収入減少に対する支援（個人向け） ・ 行政手続等に関する特別な措置
○相談窓口の設置 ・ 休業や失業で生活資金にお困りの方に対する生活福祉資金貸付の相談窓口を設置（3 月 25 日から） ・ 事業者向け相談窓口を設置（4 月 8 日から）（3/31 第 4 回対策本部会議報告）

7 各種相談窓口について

○症状等に関する相談窓口（928-1350） ・ 相談件数（1 月 29 日～4 月 15 日） 5, 920 件 ・ 検査件数（1 月 30 日～4 月 15 日） 367 件（陽性 16 件）
○生活支援相談窓口（928-1266） ・ 相談件数（4 月 14 日～4 月 15 日） 131 件
○事業者の方向け相談窓口（928-1039） ・ 相談件数（4 月 8 日～4 月 15 日） 348 件

市内での感染者の発生状況について

2020年（令和2年）4月16日18時現在

（単位：人）

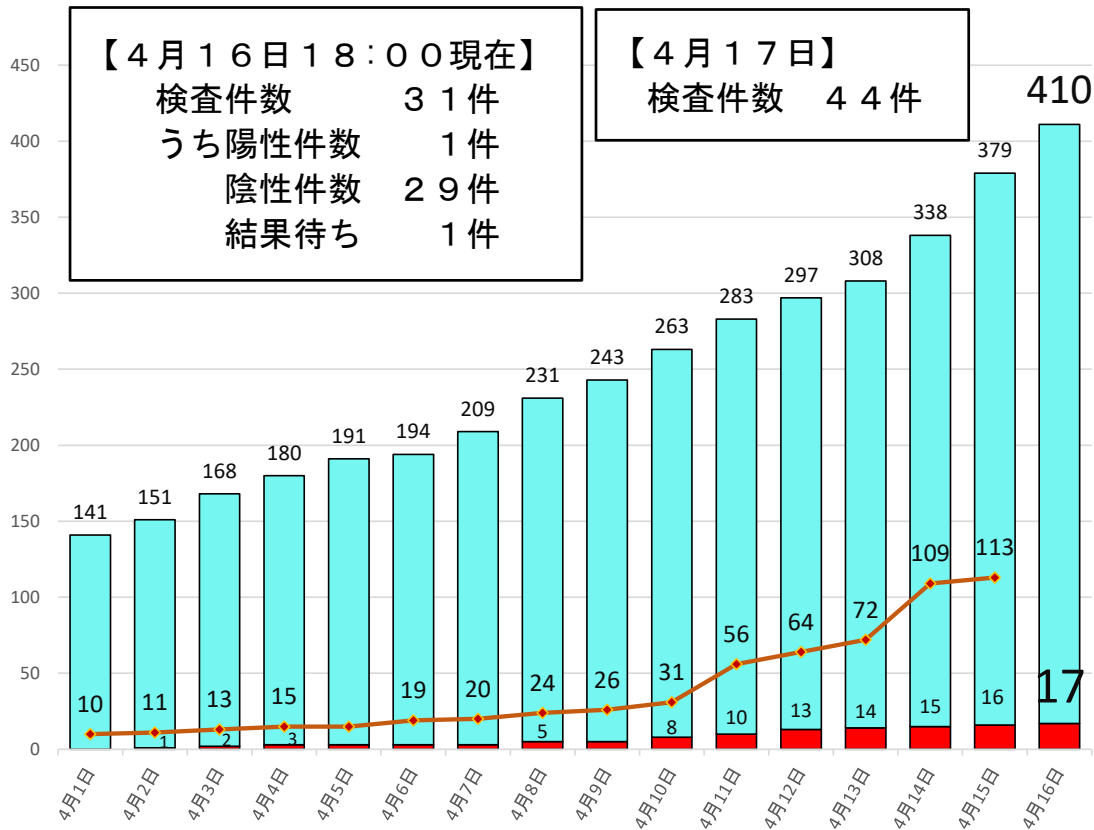
感染者数	入院中			入院調整中	死亡	退院
		軽症・中等症	重症			
17	16	15	1	1	0	0

本人の状況						濃厚接触者の状況			
例目	確認日	年代	性別	状況	その他	濃厚接触者	PCR検査	陰性者の健康観察状況	その他
1	4月2日	30歳代	男性	入院中		3人	すべて陰性	実施中 (4月17日まで)	
2	4月3日	20歳代	男性	入院中		1人	すべて陰性	実施中 (4月18日まで)	
3	4月4日	50歳代	男性	入院中		5人	2人陰性 3人陽性 (6, 7, 9例目)	実施中 (4月19日まで)	他調査中
4	4月8日	50歳代	男性	入院中		3人	1人陰性 2人陽性 (8, 10例目)	実施中 (4月23日まで)	他調査中
5	4月8日	40歳代	男性	入院中		2人	すべて陰性	実施中 (4月23日まで)	他調査中
6	4月10日	50歳代 (3例目の濃厚接触者)	男性	入院中		1人	すべて陰性		他調査中
7	4月10日	40歳代 (3例目の濃厚接触者)	男性	入院中		4人	3人陰性 1人陽性 (17例目)		他調査中
8	4月10日	50歳代 (4例目の濃厚接触者)	男性	入院中		調査中			他調査中
9	4月11日	40歳代 (3例目の濃厚接触者)	女性	入院中		4人	2人陰性 2人陽性 (11, 12例目)		他調査中
10	4月11日	40歳代 (4例目の濃厚接触者)	男性	入院中		調査中			他調査中
11	4月12日	40歳代 (9例目の濃厚接触者)	男性	入院中		調査中			他調査中
12	4月12日	10歳代 (9例目の濃厚接触者)	男性	入院中		調査中			他調査中
13	4月12日	20歳代	男性	入院中		調査中			他調査中
14	4月13日	40歳代 (3例目の濃厚接触者)	男性	入院中		3人	3人陰性		他調査中
15	4月14日	30歳代	女性	入院中		調査中			他調査中
16	4月15日	30歳代 (10例目の濃厚接触者)	男性	入院中		調査中			他調査中
17	4月16日	40歳代 (7例目の濃厚接触者)	男性	入院調整中		調査中			他調査中

(件)

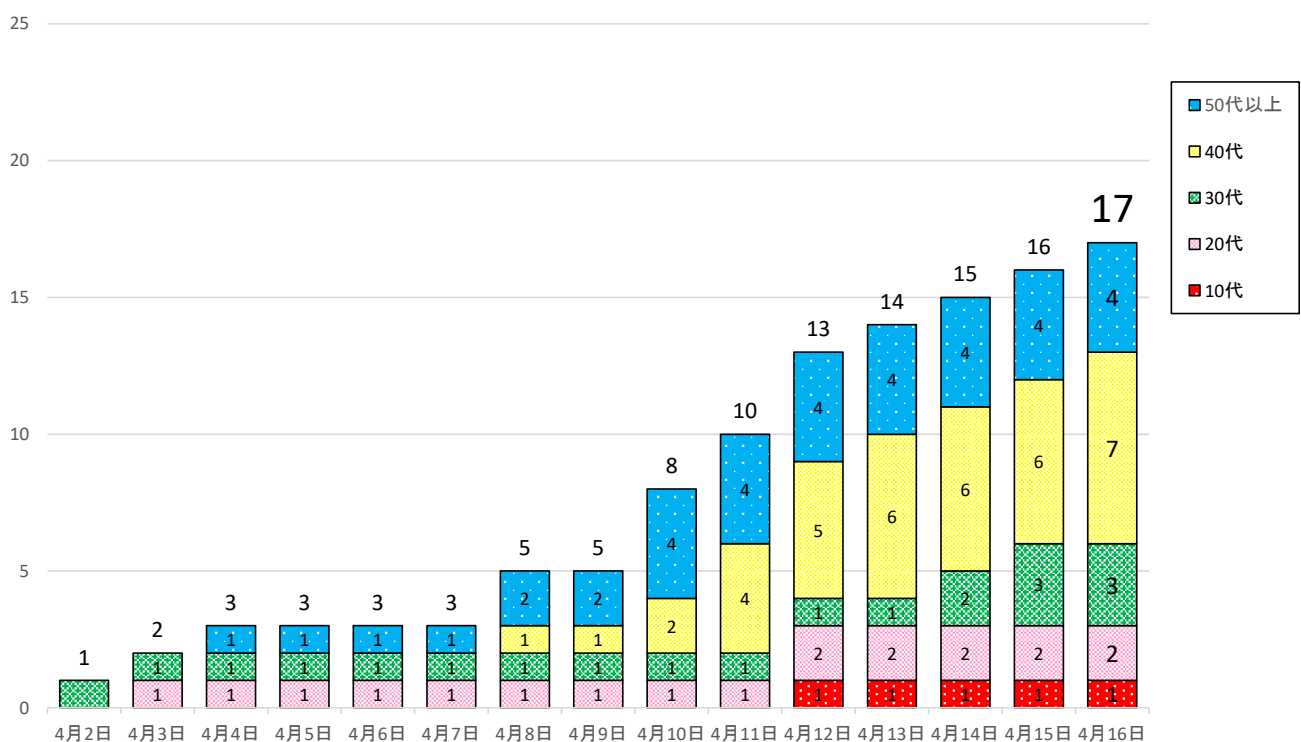
福山市の検査件数・陽性件数推移

総検査件数(市内)
陽性件数(市内)
陽性件数(県内)



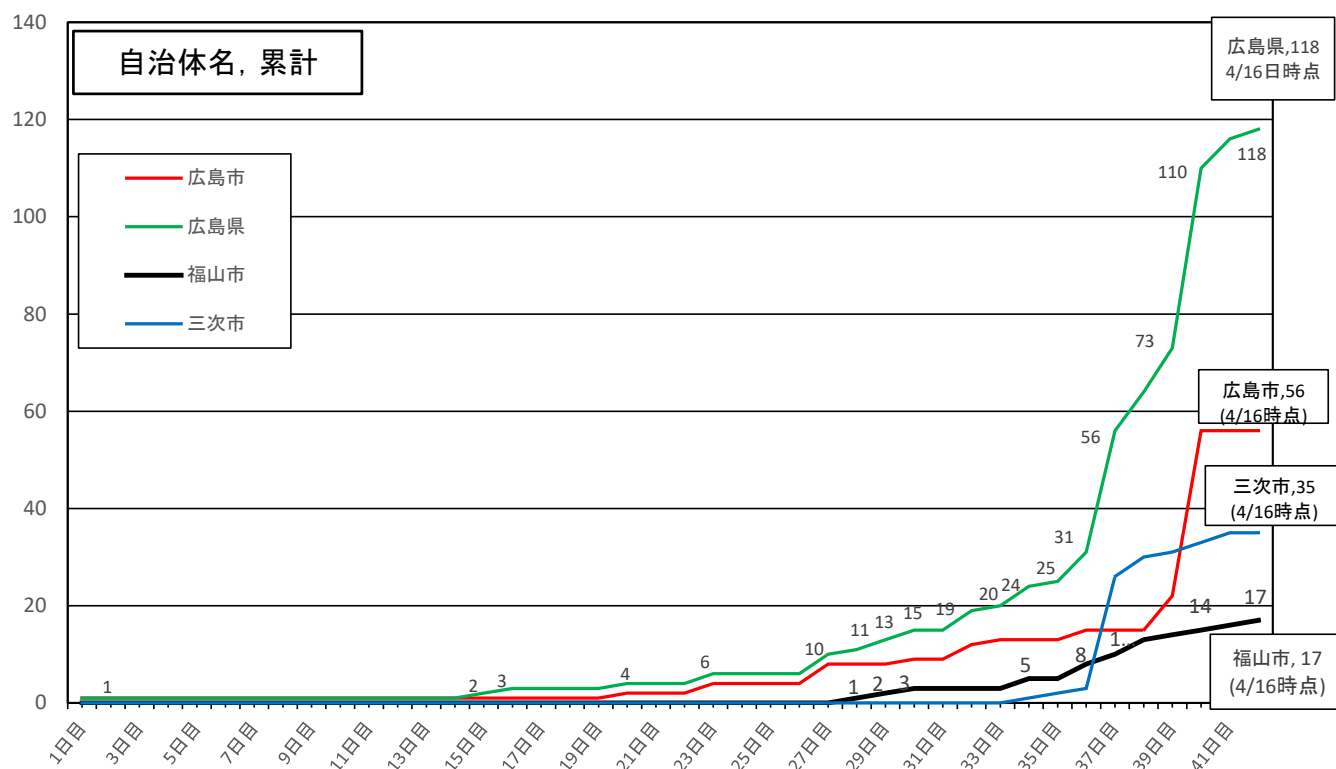
(件)

福山市の患者の発生状況(年代別)



新型コロナウイルス感染症患者(県内他市比較)

(人)



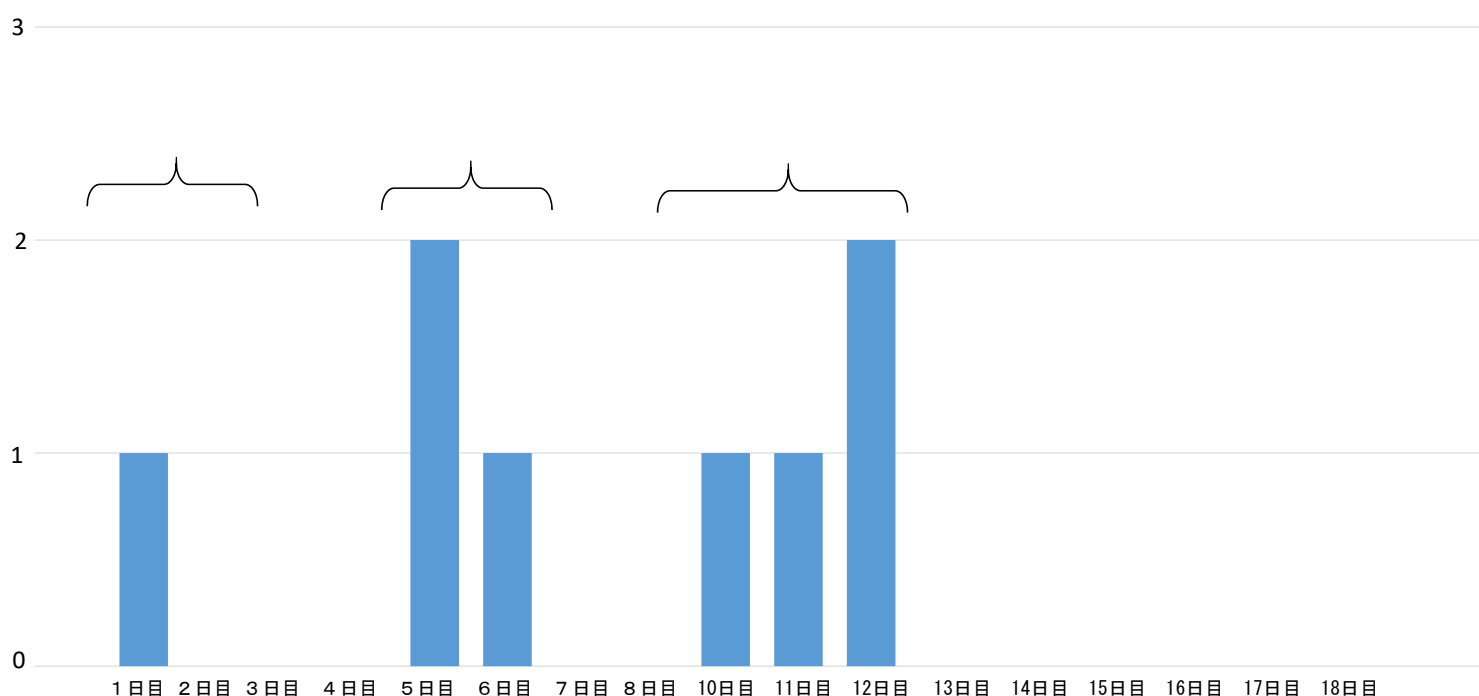
広島県との合同調査チームの結成 ～クラスター対策～

◆クラスター及びクラスター形成可能性集団の現在までの調査・対応の検証 (検証項目)

- ① 関係者への聴き取り状況
- ② クラスター発生とその範囲の特定
- ③ 濃厚接触者と接触者の特定
- ④ 濃厚接触者に対するPCR検査・接触者に対する健康観察の実施

◆厚生労働省クラスター対策班の知見に基づく調査方針の決定及び 積極的疫学調査を短期集中的に実施

流 行 曲 線



■ 医療提供体制について

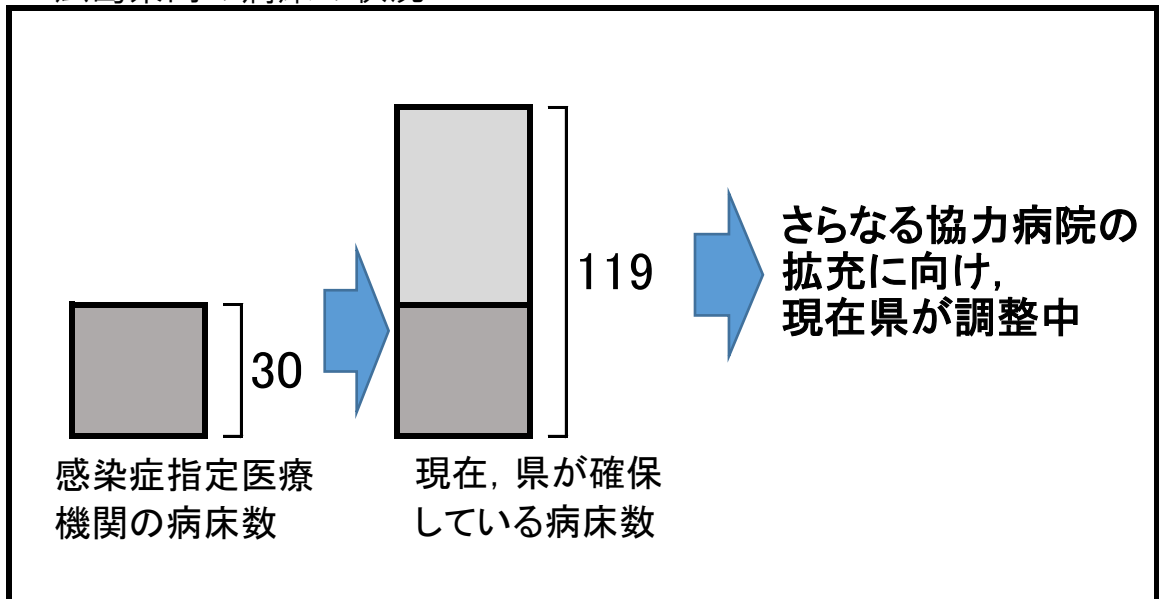
○ 医療機関の役割分担について

- ・ 受け入れ病院の病床の確保について

○ 宿泊施設の確保について

- ・ 軽症者等のケアについて

- ・ 広島県内の病床の状況



- ・ 福山府中医療圏域での「帰国者・接触者外来」の状況

当初: 1 ⇒ 現在: 5 ⇒ 今後: 6

- ・ 検査体制の拡充について

- ▶ 検査機関の拡充
- ▶ 検査キットの活用

■ マスク・消毒液等について

1 マスクの対応状況について

(1) 医療機関

区 分	配布先・枚数	
広島県の備蓄 100 万枚分	▶ 福山市民病院(感染症指定医療機関)	54,000 枚
	▶ 県医師会を通じて、各地区医師会へ	56,100 枚
国の備蓄 250 万枚分	▶ 福山市民病院(感染症指定医療機関)	4,000 枚
国が購入した 1,500 万枚分	▶ 広島県の割当 28 万枚 各地区医師会へ	43,650 枚

(2) 社会福祉施設等

○国が一括して 2,000 万枚を購入し介護施設等に少なくとも 1 人 1 枚いきわたらす

国から、介護施設、障がい者施設、保育所、放課後児童クラブ等へ、日本郵便で 3 月下旬から配布中
洗濯可能な布マスクを、少なくとも一人一枚配布

(3) 福山市の緊急対応策

市内の社会福祉施設等（障がい者福祉施設、高齢者福祉施設）のうち、マスクが不足している事業所に対し、緊急的に配布。

- ・障がい者福祉施設 3,800 枚
- ・高齢者福祉施設 4,000 枚 計 7,800 枚

2 消毒液の対応状況について

国から直接、社会福祉施設等（障がい者福祉施設、高齢者福祉施設）へ消毒用エタノールを送付

配布先	内訳
各社会福祉施設等へ配布	・障がい者福祉施設 49 セット
	・高齢者福祉施設 96 セット

※一次分は、配布所要量の約 10%

※1 セット＝1 リットル相当

3 社会福祉施設等の衛生用品の状況調査結果

別紙

4 今後の取組

市において、次のとおり購入予定

- ・1 次購入分 30,000 枚
- ・2 次購入分 500,000 枚
- ・医療用 N95 マスク 15,000 枚

社会福祉施設等の衛生用品の状況調査結果

物品名	事業区分	回答事業所数	在庫量 (3月末時点)
使い捨てマスク(枚)	介護保険施設等	481	149,400
	障がい者施設等	170	51,100
	保育施設等	180	120,800
	小計	831	321,300
手指消毒用アルコール(リットル)	介護保険施設等	481	14,200
	障がい者施設等	168	3,500
	保育施設等	180	1,400
	小計	829	19,100

事 務 連 絡

2020年（令和2年）4月16日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

県内介護・福祉施設等におけるクラスター発生を踏まえた
新型コロナウイルス感染予防対策の再確認と徹底について（通知）

日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

国においては、新型コロナウイルス感染症の流行が加速する中、4月7日から5月6日までの期間、7都府県を対象に「緊急事態宣言」が行われています。

広島県においても、県内の流行状況を踏まえ4月13日に県知事により「感染拡大警戒宣言」が行われ、5月6日まで不要不急の外出を控えるよう要請が出されています。

本市においても、感染者数が数日間で倍増し、感染が急拡大するとともに感染経路が特定できない症例も発生しています。

さらに県内の介護施設や福祉施設等において、クラスター（感染者集団）が発生し、感染症の患者が多数確認されており、更に警戒を強める必要があります。

介護保険事業所・施設等にあつては、これまで様々な予防対策の取組を実施いただいておりますが、引き続き、緊張感を持って、対策を継続する必要があります。

要介護の高齢者という、この感染症による重症化リスクが高いとされている方々を日常的にケアしている介護保険事業所・施設等にあつては、何としても、感染者の発生や集団感染を防ぐ必要があります。

先日、送付した「新型コロナ対策チェックリスト」を活用されていると思いますが、国が4月7日に発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」は、これまでに発出された様々な通知を整理し、サービス種別ごと（「入所施設・居住系サービス」「通所・短期入所等のサービス」「居宅を訪問して行うサービス」）に「感染予防策」「感染者が発生した場合の対応」等がまとめられていますので、必ず確認、実施をお願いします。

(一部抜粋)

利用者の状況に応じた対応について

(1) 施設等における取組

- ・ 日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意
- ・ 症状出現後の接触者リスト, ケア記録, 勤務表など記録を準備
- ・ 面会は緊急やむを得ない場合を除き制限すること

(2) 職員の取組

- ・ マスクの着用を含む咳エチケットや手洗いアルコール消毒等を実施
- ・ 発熱等の症状が認められるときは出勤をおこなわないこと
- ・ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要で, 換気が悪く, 人が集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底

(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点

社会福祉施設等において, 一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方, 感染拡大防止の観点から「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」, 「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があること等から, 以下に留意し実施することが示されています。

- ・ リハビリテーション等の実施に当たっては, 可能な限り同じ時間帯, 同じ場所での実施人数を減らす。
- ・ 定期的に換気を行う。
- ・ 利用者同士の距離について, 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
- ・ 声を出す機会を最小限にすることや, 声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
- ・ 清掃を徹底し, 共有物(手すり等)については必要に応じて消毒を行う。
- ・ 職員, 利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。

720-8501	福山市東桜町3番5号
	福山市役所 介護保険課
電話	084-928-1281/1259/ 1232
FAX	084-928-1732

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況

1 事業者向け

■融資等

(1) 新型コロナウイルス対策マル経融資 ※市利子補給制度対応融資制度 4/13時点

申請件数：15件（3月：3件，4月：12件）

内訳：飲食 3件，小売り 2件，サービス 2件，製造業 7件，その他 1件

(2) 信用保証・証明申請の状況について（産業振興課発行）※4/16時点

保証種別	件数
セーフティネット保証4号 ※売上高20%以上減少を要件	190件
セーフティネット保証5号 ※売上高5%以上減少を要件	24件
危機関連保証 ※売上高15%以上減少を要件	52件
小規模事業者持続化補助金加点証明	10件
合計	276件

■問い合わせ件数 ※4/16時点

○相談総数

電話対応（3月～累計）	窓口対応
275件	375件

※窓口対応件数 375件中（支援制度紹介99件，セーフティ申請266件，持続化補助金加点証明10件）

○1階市民ホール特設窓口 ※4/8開設

1階市民ホール相談窓口相談件数	221件
-----------------	------

※内訳 支援制度紹介 99件 セーフティネット申請122件

（参考）新型コロナウイルス感染症特別貸付（無利子無担保融資）

日本政策金融公庫福山支店管内 →4/13現在 相談件数:約1000件(3月末約600件)

2 市民向け

生活支援相談受付内容 ※4/16時点（4/14開設）

電話 129件 窓口9件 合計 138件

相談内容	電話	窓口	合計
1 生活支援臨時給付金	70件	6件	76件
2 生活困窮者自立支援事業	5件	2件	7件
3 給付金，貸付金等	25件	4件	29件
4 各種税金の減免等	6件	1件	7件
5 子ども，学校関係の減免・援助等	2件	1件	3件
6 傷病手当等	1件	0件	1件
7 各種医療	0件	0件	0件
8 その他	44件	2件	46件

※受付1件につき，
複数の相談内容あり